○国土交通省告示第千百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月一日　国土交通大臣　石井　啓一

第三第一項第五号イ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。

第三第一項第五号ト中「製品の管理」の下に「（製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。）」を加え、同項第六号ロを次のように改める。

ロ　次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。

(1)　工場等において、製造部門とは独立した権限を有する品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(i)　品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii)　社内規格の制定、改正等についての統括

(iii)　製品の品質水準の評価

(iv)　各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並び部門間の調整

(v)　工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(vi)　就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(vii)　外注管理に関する指導及び助言

(viii)　製品の品質基準への適合性の承認

(ix)　製品の出荷の承認

(2)　品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。

第三第二項第二号中「まで」の下に「、第五号イ(2)」を加える。

附　則

1　この告示は、平成二十七年十二月三十一日から施行する。ただし、第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料に対するこの告示の規定は、国土交通大臣が別に定める日から適用する。

2　指定建築材料のうち、この告示の施行前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、この告示は、適用しない。

3　この告示による改正前の平成十二年建設省令第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして建築基準法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた指定建築材料は、この告示による改正後の平成十二年建設省令第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして同法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

○北陸地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　上越市大字下源入字新田々三〇〇番一から同市大字下源入字新田々三〇三番二まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月一日

○近畿地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府久世郡久御山町田井新荒見二三九番一から同町田井向野一六番五まで	前	二二・三八～二五・六四メートル	〇・〇八〇キロメートル
	後	二二・六四～二五・六四	〇・〇八〇

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　京都府久世郡久御山町田井向野一六番一から同町田井向野一六番五まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月一日

○近畿地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宍粟市波賀町安賀字瀬戸ノ奥七五一番三から同市波賀町安賀字下河原一〇番地先まで	前	一三・二〇～二〇・七一メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一三・二〇～一九・五九	〇・〇三六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所